

広 報

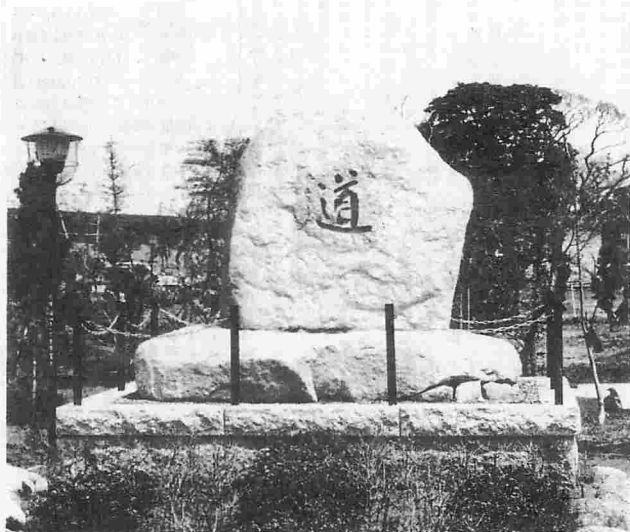
かわち

人口と世帯

人口	12,139(+21)
男	5,751(+15)
女	6,388(+6)
世帯	2,572(-2)
	(5月1日現在)

発行 河内村役場 編集 総務課広報係

発行日 昭和51年5月25日 №103



創立百周年記念碑(海堂先生書)

100才を迎えた生板小

今年百周年を迎えた生板小学校では、これを記念し、「碑」を建立、「百年のあゆみ」と題する立派な冊子を刊行、記念式典を挙行了た。

河内村立生板小学校は、「丸田庵」を教室とし二人の先生と約五十人の生徒数容し、明治8年に創立された。

明治十九年、小学校令の公布により生板尋常小学校と名命、昭和十六年の刺令で生板国民学校と改称、昭和二十二年の学制改革により、生板小学校となる。

昭和三十年、村が合併したことにともない河内村立生板小学校と称し現在に至る。

この間当校を卒業した生徒数は五千六百人にのぼる。

校歌

わが窓近く輝ける
利根の川原はいや広く
鏡とすみて万物の
誠をてらす尊さよ

どうなる航空機騒音

騒音対策協…公団に聞く

新東京国際空港の建設がすぐ隣りの富里に決り、工事が始められてから五年が過ぎて、その工事も大部分が終ったという。

航空機が飛び始めれば、私たちの頭上高度約八百メートルの上空を、日に何度となく離着陸のため旅客機が飛ぶ。私たちの村に騒音公害こそあれ何の思惑もなしに……。

いつ飛び始めるのだろうか？。騒音はどのくらいなのだろうか？。七十ホーンから八十ホーンと聞くが実感としては湧いてこない。

しかし、その騒音に対処するため長羊保育所が完成し、五十一年度には金江津保育所、金江津小学校、長羊小学校の防音校舎が建設される。ところで、河内村騒音対策協議会では、このほど空港公団より永井室長外二名の係員の方を招き説明を聞いた。以下はそのときの模様です。

この協議会には村側から村長、教育長、総務課長等事務局と村議十六名が出席、議長は議長の方ですすめられた。

試験飛行は

村側 開港前に試験飛行を行なう。同じ要望があるのですが、南側に建っている鉄塔（反対派住民所有）があるため飛行することができない。鉄塔が除去できない試験飛行を行なうので、しばらくお待

ちいたいただきたい。

村側 開港の時期はいつごろになるのか。

公団側 一日も早くと願っているが、明確な期日はわからない。

燃料、鉄塔問題等が流動的であるため、閣議でも決めかねていると思われ。

鉄塔の除去についてもそうですが、私有財産のため緊急性がなければ除去できない。

準備飛行しなければ開港ということにはならない。鉄塔問題について裁判が即決して

くれば時期は早くなる。

村側 飛行コースは決まっているのではないか。

公団側 飛行コースの権限は運輸省にあるので、公団側で決めるものではありません。

現在、県と運輸省で協議しているし聞いている。

村側 飛行コースについて新聞に載ったのはご承知か。

公団側 承知している。利根川附近まで来るとは確かですが、どこかの地点で旋回するかわからない。

公団は、空港を設置するこ

とと管理することにあるので飛行コースについては申しあげられない。

村側 試験飛行は公団で行なうのか。

公団側 試験飛行は騒音対策上必要があるので公団で行なう。

村側 鉄塔が除去され、試験飛行が行なわれて二、三ヶ月後に開港すると聞いたが、それで試験飛行の意味がないと思う。試験飛行の結果において、その対策を講じなければならぬと考えるので……

国や関係機関に働きかけるにしても、二、三ヶ月間では、その対策がとれない。

公団側 二、三ヶ月でなく、もっと期間はあると思う。それが試験飛行後に騒音対策をしないということではない。

村側 公団、運輸省からおいていただき一緒に協議しないでいただきお答えがもらえないし意味がないようだが。

公団側 私たちは、騒音対策についてお話しするためお招きいただいたもので、飛行コース等について話しても無理である。

持管理については莫大な経費が必要だが、助成していただくか。

公団側 周辺対策交付金をさしあげる制度ができたので、これを配分することになる。

この交付金はどのように使われてもよいもので、たとえ起債の償還や維持管理に充当してもよいことになっている。そして、長期間にわたって村の財政負担を軽減することになると思う。

しかし、まだ交付金の配分率は決っていない。

村側 振興資金、自己資金についても相当に負担して学校を建設しなければならぬが聞くとところによると借入金の返還ができない場合は公団側が負担するという約束を、千葉県と文書で取りかわしているというのだが。

公団側 事実とらわしてあります。それというものは、当時は周辺対策交付金の制度がなかったのどりかわした。

千葉県と茨城県とに相違があるというわけではない。

周辺の施設は

対象にならないか

村側 金江川の場合、資材搬入道路は公団側で設置してもよいということだが、確認

ほしい。

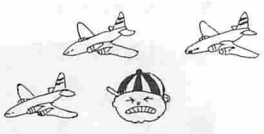
公団側 金江津小の防音校舎建設の際、ダンブ等により資材等を搬入するため、生徒に危険があつてはいけないのでその搬入道路については、公団でつくるが、その用地買収まではしない。これも校舎建築の時点で検討したい。

だから、いつ造つてもよいといふことは申しあげてないはずです。

村側 長竿保育所の防音工事はずんだが、その附近に中央公民館や源清田小、河内中などの対象としていただきたい。公団側 まず公民館ですが、これについては運輸省の告示で基準が示されている。

その基準では、「公民館は三万人が利用し面積が千平方メートル以上のもの」となっている。

なお、その他に共同利用施設というのが三種類あり、①世帯数が百世帯で建物面積が二百五十平方メートル以上。②三百五十世帯、建物面積三百十平方メートル以上。③六百人世帯、建物面積五百平方メートル以上。の三種で、村がこのような施設を設置する場合は公団でその一部を補助することになっている。



その額は、①で一千一百万円、②では二千八百五十万円、③で四千五百九十万円となっている。

このような共同利用施設を検討されてはいかがか。

つぎに源清田小と河内中については防音校舎の対象とは考えていない。しかし、飛行機が実際に飛んで、長竿保育所や小学校と同等の障害があることが明らかになれば対象とする。村側 コースの少しはづれている新利根中学校が防音校舎の対象となったのだから、本村の源清田小、河内中の二校についても対象となるのではないか、距離的にもこちらの

方が近いのだから。公団側 騒音が新利根と、この二校が同じであれば防音工事をします。

個人の家はどうなる

村側 個人の住宅についてはどう考えているか。

公団側 運輸省から示され、環境庁で告示したものによるから、第一種地区は行なうと決める。

だが、環境庁の告示というのは、七十五WECPLN(別掲参照)までのところはどうかの対策を講じなさい。ということ、将来十年を目標の数値で、昭和五十八年において、河内村が七十五WECPLNに入っていれば実施することになります。

指導を親切に

村側 防音校舎の建設はすずめられているが、金江津小、金江津保育所等の、公団側の事務が遅れている原因は、公団側 まだ公団に正式な計画概要書をもっていない、近いうちにはいただけるものと思うので今月中には交付を内定したい。

村側 五十二年度には金江津中を実施するということになっているが、設計者に問題は

自動車の騒音、工場騒音などは、普通ホーンで表示されるが、航空機の騒音はその特殊な性格から、国際的基準によりWECPLNで表わす。これは、

W	EIGHTED	……荷重
E	QUIVALENT	……等価
C	ONTINUOUS	……平均
P	ERCEIVED	……感覚
N	OISE	……騒音
L	EVEL	……レベル

の略で、音の質、大きさのほか、持続時間、回数、時間帯等を総合的に組合わせた騒音を表わす単位です。

になるのではないかと。村側 では金江津の方は目をどうしてないのか。公団側 まだ見てない。村側 空港公団は人が少ないのか。

公団側 公団は防音工事だけをやっているわけでなく、公団には八係あり、防音はその一部である。

村側 村は指導してもらおう立場だからもっと親切に指導してほしい。

公団側 そういう印象を受けられたら公団の不徳のいたすところで、事務職員にも指導訓練をして、期待にそえるようにしたい。

職員は、馴れている業者なら一言でわかる、という考えで物事を処理していると思うので、初めての業者にはよく指導するよう

指導するよう
伝います。
す。
司長
時間に
わたり
ご協議
ごあり
がとう
ござい
ました。
以上

道路整備と防犯灯

区長会での最多要望

昭和五十一年度河内村区長会が四月十五日に中央公民館において開かれました。

村長、会長あいさつのおと総務課長の司会により区長さんからの要望をお聞きしたもので、そのあらましを集録してみます。

総務課長 それではさっそくみなさん方のご要望をお聞かせねがいます。

上組区長 第九分団（上、中上、十里）の消防器具置場を改築したい意向があるが、村からの補助金はどのくらいいただけるか。



総務課長 一分団につき四万円までと定めて補助しています。

上組区長 総工費の半額くらいの補助はできないか。村長 一棟建築すると二、三百万円かかるとして、その半額補助となると約百五十万円補助することになる。

二十分団中、五分団実施すると約七百五十万円必要にな

ります。

このほかに、広域消防の分担金として二千九百万円も納めており、また、二十分団の機械器具などの整備に約四百万円かかりますので、できるだけ補助はしたいが現在の財政状況ではほとんど半額補助する財源がありません。

下組区長 農免道路の進行がおくれているがどうか。

産開課長 農免道路に残土を置かれてしまったため、残土を取り除いて砂を入れ、路面を固めるために遅れている。

上組区長 東部工業団地の進出の時期はいつか。

産開課長 法律上の問題ができてきて制約を受けておこなっているが、ウエラー化粧品は七月に、新日本工伍は九月に着工の予定です。



道の整備を

してほしい。村長 下水道の飛涌について

は重要な問題で、現在筑波学園都市からの常下水道工事がかすまられてきているよう実情です。

しかし、かなり時間がかかっているようなので、村独自で、五十二年度ごろから実施しなければならぬと考えている。

なお、九田、砂場部路の方など、各家庭の下水やし尿が流され、用水路が汚されているのででて処理してほしいとの要望もあるが、村としても現段階では手のほどこしうがないので、来年中も、長

竿と金江津の一部に浄化槽を設置し、処理したいと考えています。

大境区長 大成ブリキから流出する汚水により悪臭がひどいので善処したい。

産開課長 臭気をなくすため会社に入立調査し、話し合いの結果、内部の口化装置を改善することになっているので四月二十日ころには悪臭もなくなると思う。

大境区長 この地域は最近人口が増加し、現在の水道管では細く給水が不足する。もっと太いパイプに替えてもらいたい。

な要望があるのですが、改良するには莫大な費用を必要とするため、なかなか改善できないでいる現状です。

しかし、大境部落については、近々行なわれる県道の買収に該当するわけで、その時の補償にあわせて改修したい考えをもっています。

小巻区長 幼児の通園に丸田外堤を使用しているが、道路が舗装されておらず、雨降りなどの時は悪路と化すため、早急に舗装されたい。

建設課長 現在補修中です。荒地区長 し尿くみ取り料金が不定で困る。家族割り（一人何円）にしてもほしい。

また、栄崎へ向う途中の四ツ角と部落内に防犯灯を設置して欲しい。

担当者 全部家族割の料金が一番よいと思うのですが、業者との関係でなかなか実施できないでいますが、希望にそえるよう努力します。

総務課長 防犯灯については調査のうえ善処したい。

実施の際は社協事務局に相談してください。

中郷区長 最近ドロボーが多くなっている。防犯灯を設置してほしい。

上組区長 各地にチカンがあるので聞くと、各部落の外灯も防犯灯と同じく助成してほしい。

総務課長 調査検討のうえ善処したい。

大鍋区長 大鍋から小巻を経由してほしい。

建設課長 五十一年度農道舗装実施計画の中に入っているため、本年度中には舗装されると思います。

和銅谷区長 舗装された道路が破損しているので改修されたい。また、防犯灯も少ないので増設してほしい。

お済みですか 作付転換補助金申請

稲作転換対策が水田総合利用対策と名称を変えて、昭和五十一年から三ヶ年間実施されることになりました。これは、従来実施されてきた米の生産調整のほか、米以外で今後米生産を伸ばす必要のある食糧農産物を中心とした転作を対象にして

交通遺児に奨学金を
思まれない交通遺児等を一入でも多く奨学生として採用し、将来社会有用の人材として育成する考えで、交通遺児育英会は、「高校奨学生」「大学奨学生」を募集しています。お知らせします。

●高校奨学生
応募資格
保護者が道路上の交通事故で死亡したり、重い後遺障害で働けないために、学費に困

水田の総合利用を目的としています。
奨助補助金の交付条件、対象作物等については、先にお知らせしたとおりですが、まだ申告書を提出されない方がおられます。至急、役場産業開発課まで提出してください。

奨学金 月額一万円
募集人員 約千八百名
返還 二十年間割賦返済、無利子

採用方法 書類審査のみ
申込方法 出願書類は学校にあります。

なお、高校生の方はいますぐ申し込んでください、また中学三年生の方はいますぐ予約の出願をしてください。

●大学奨学生

① 交通遺児または交通事故による重い後遺症者の子弟
② 成績優秀者

奨学金 月額二万円
募集人員 予約採用(高返) 還 二百五十名

採用方法 二十年間割賦返済・無利子

書類審査と採用試験(学科面接)

申込方法 出願書類は大学、高校にあります。

なお、高校三年生で来春大学進学を希望される方は六月三十日まで予約の出願をお願いします。

詳しくは、交通遺児育英会(千代田区永田町一十一平河ビル内)におたづねください。

看護婦さん ヤーイ

いま、茨城県では、

地域住民の医療の確保と向上をめざして「看護専門職として自覚を

求めたいです。あなたも持っている看護能力と知識を社会に生かしてみませんか。

茨城県看護婦等無料職業紹介所では、看護婦(士)准看護婦(士)、保健婦、助産婦の方々に対象に職業紹介と看護業務に関するご相談に応じます。

みなさまのご希望に添える

医学のために 献体運動をすすめるよう

よりよい医師を育てるために

茨城県に待望の大学医学部ができました。しかし、より良い医師を育てるために不可欠の解剖学実習に必要な遺体の確保は、県民の皆さんの理解と協力をまつほかありません。



医学部が医師になる教育をうけてゆく時、「自分は医師になるのだ」という実感を持つ機会が何度かあるそうです。人の身体をつくり上げるに、深く理解するためには、人体解剖学学習のときに遺体と初めて体面するときに、なかでも最も強く感動するといわれます。

外科、内科を問わず医師は皆、この実習によって始めて立派な医師となる基を身につけるのです。

職場を無料で紹介しており、又は住民票の写し及び免許証をもって紹介所においてください。また、電話での申込みやご相談にも応じています。ご相談は毎日午前九時三十分から午後四時三十分まで、(土曜は九時三十分から十一時まで、日曜、祭日は休み)行なっています。

このように大切な人体解剖学実習のために、自らの遺体を医科系の大学へ寄贈すること、を献体といいますが、死後人の世のため貢献できるという喜びと、日ごろ医学のおかげで健康な生活をおくることへの恩返し、が、献体の根本です。

くわしくは、茨城県看護婦等無料職業紹介所(水戸市三の丸三十三一三三二、県助産会館内、電、〇二九二一二五一八五七二まで)におたづねください。

白菊会筑波大学支部(新治郡桜村筑波大学専門学部内)では、この献体運動をすすめています。あなたも参加しませんか。詳しくは同会へおたづねください。

ゴミの集収も休みです



川や沼が廃棄物の投げ捨てにより非常にきたなくなっています。

「カ」や「ハエ」の発生期をむかえ、これらの発生源となるゴミの山をみんなの協力でなくしましょう。

全戸、村が行なっているゴミ処理行政に加入し、燃えないゴミ、指定された場所へ指指定された日に出しましょう。

なお、日曜、祭日はゴミ処理場が休業していますので、この日の回収地区の集収も休みとなりますので、その地区

の回収は一週おくれとなりまので、日曜、祭日にはゴミを出さないようご協力方お願います。

不法投棄は罰をうけます

みだりにゴミを捨てたりする「廃棄物処理法」という法律で罰せられることがあります。

ゴミは毎日です。

一人一人が注意しあい、協力しあって、河内村をゴミのなさいきれいな村にしましょう。

やめよう

犬の放し飼いです

法律の一部が改正になり、

ピカちゃん

原子力の話

(4) 安全のため

どんな備えが

原子力発電所には、原子炉の中で発生する放射能を閉じこめてしまうため、何重もの壁が設けられています。

また、原子炉には、核分

裂が異常に進んでその中の温度が著しく上がると、自然に核分裂が弱まるといふ、安全をまもる独特の性質があります。

さらに、発電所のどこかで事故に結びつくような異常が発生すると、たぐさんの検出装置がこれをやくキャッチして、原子炉を自動的に止めてしまいます。

そして、原子炉を止める安全装置は、その一部が故障することも考えて、同じ役目を果たすものが二つ以上あり、その安全装置を働かせる電気が止まっても、水や空気の圧力で安全装置を働かせて、原子炉を確実に止めることができます。

なしくみです。



犬の放し飼いを捕獲され、それを引き取る場合に手数料として二千元を納めなければ、返えしてもらえなくなりました。

犬の放し飼いは、罰金をとられるだけでなく他人にも迷惑が掛ります。犬はつないで飼いましょう。

マイホームはみんなの夢です。

しかし、最近ではこの夢の実現もなかなか大変ですが、なるべく多くの人がマイホームを持つよう税の面で、いろいろ優遇されています。

マイホーム

税金

三年で最高九百円の軽減

自分の住む家を新築したり建て売り住宅を買ったときは所得税がその家に住んだ年から三年間、毎年三、三平方メートル当たり千円(最高三万円)ただし、昭和四十八年以前新築のものは二万円)軽減されます。この軽減をうけるには次の条件に当てはまる必要があります。

① 昭和四十七年一月一日か

昭和五十二年十二月三十一日まで新築したり新築住宅を買った場合。②新築工事の終わった日、又は買った日から六ヶ月以内に入居し、引き続き住んだ場合。③床面積が百六十五平方メートル(昭和四十八年以前新築のものは百二十平方メートル)以下の場合です。

一年以内に登記を

土地や住宅などの不動産を手に入れると登記をしますが、そのときに登録免許税がかかります。

この登録免許税は、住宅を売買し名義を売主から買主に移す場合(所有権移転登記)に「不動産価額」の五、〇パーセント、新築した人が初めて登記簿に登録する場合(所有権保存登記)に〇・六パーセントの税金がかかります。

しかし、次の条件に当てはまるときは、どちらも税率は〇・一パーセントに軽減されます。

①昭和五十二年三月三十一日まで新築した場合。②床面積が百六十五平方メートル以下の場合。③新築後一年以上に登記する場合。④もっぱら自分の住宅として使う場合。(電ヶ崎税務署)

